常任委員会報告

総務財務委員会

6月定例会付託議案審査

議第69号「三原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

【要旨】国家公務員の制度改正に準じ、職員の育児に関する制度改正を行うもの。

【主な質疑の内容】

問　条例改正により、「保育所等の利用を希望しているにも関わらず、利用できない場合」には育児休業期間が延長できることになるが、保育所に入所できないことが決定した段階で、休職期間中の人員補充は間に合うのか。

答　育児休業等については、事前申請という形をとっているが、特に保育所に入所できなかったことがわかった場合は、その都度、随時対応することになる。臨時職員のフォローについては最大限努力したい。

議第71号「三原市都市計画税条例の一部改正について」

【主な質疑の内容】

問　市民緑地認定制度に関して、同制度により緑地ができる可能性がある地域は把握できているのか。

答　市民緑地認定制度は、民有地を活用して都市部における緑地の整備促進を図るというものであり、同制度の適用を受けるにあたっては、5つの認定要件を満たす必要がある。この中で、「緑の基本計画において緑化重点地区として位置づけられた範囲」が対象とされており、本市でこの条件を満たし、同制度が活用できる可能性のある地区は、現段階では、本郷駅周辺となっている。

議第73号「呉線安芸幸崎・忠海間岡山人道橋外1補修工事委託契約の締結について」

問　今回の補修工事の対象となる橋梁の架設後の経過年数及び委託費の内訳は。

答　市道幸崎町36号線1号橋梁については、架設後82年が経過している。また、市道須波11号線1号橋梁については、架設後46年が経過しており、いずれも、これまで修繕されたことがない。

また、委託費の内訳については、信号や高圧線の移設に関わる電気工事費が全体の41％、工事の足場を作るため等の仮設工事費が15％、橋梁の補修工事費が29％、JRへの業務委託費が15％である。

【採決】

採決の結果、議第69号ほか4件について、全員一致提案理由を了とし、原案どおり可決した。

市道幸崎36号線1号橋梁

厚生文教委員会

6月定例会付託議案審査

議第75号「三原市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について」

【要旨】三原市消防本部及び消防署を新庁舎に移転することに伴い、その位置を変更するため、条例の一部改正を行うもの。

【主な質疑の内容】

問　新消防庁舎の供用開始に向けた、具体的な日程は。

答　新庁舎の建物部分は8月末の完成、また、外構部分は9月中旬の完成をめどに、現在工事が順調に進んでいる。

今後は、移転に向け、9月までに現庁舎内の引っ越し準備を終えることとし、その後、新庁舎への備品の搬入や、デジタル指令システム等の移設工事などを行い、9月中旬には、新庁舎での仮運用を開始する予定としている。

この仮運用期間において、異常がないことを確認したうえで、10月1日の供用開始としたいと考えている。

問　消防庁舎整備に当たっての、地域住民との連携は。

答　地元町内会、及び小学校を対象に工事内容などについての説明会を実施している。

今後もできるだけ説明を行い、施設見学等の機会も設けるなど、連携をしながら供用開始に向けて準備を進めていきたい。

【採決】

採決の結果、議第74号ほか1件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

建設中の消防庁舎

経済建設委員会

6月定例会付託議案審査

議第77号「和解をし、損害賠償の額を定めることについて」

【要旨】平成28年9月18日、市道深町21号線において発生した車両物損事故に関する損害賠償について、相手方と和解をし、その損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるもの。

【主な質疑の内容】

問 市の賠償責任については。

答 このたびの事故においては、異常気象も認められず、立ち枯れの自然木の管理責任を山林所有者へ問うことは困難であると考えている。また、道路上へ沿道の立ち枯れの自然木が倒木し、走行中の車両が損傷した場合は、不可抗力ではなく、倒木の予測は可能とし、道路の管理に瑕疵があるとする、過去の類似の判例を参考に、道路管理者である市の過失割合を100％とするものである。

問 市道の管理については。

答 現在、道路巡視を週に1回実施し、1年で全路線を3回程度巡視している。今後は、巡視の回数をふやし、これまでの路面状況の確認に加え、沿道の樹木の状況についても目視により点検し、記録するなど、さらに巡視を強化していきたい。

同第11号「三原市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とすることの同意について」

【要旨】農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び同法施行規則第2条第1項の規定に定められているとおり、区域内の認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回っている状況を鑑み、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の議会の同意を得たいとするもの。

問 農業委員の選出については。

答 農業委員の選出に当たっては、認定農業者等のみで農業委員の定数の過半数を占めることが原則であるが、それが困難な場合に、認定農業者の数が一定の要件を満たしている場合、議会の同意を得られれば、認定農業者等に準ずる者も含めて、過半数以上とすることができる。それも困難であれば、さらに占める割合を4分の1以上とできる例外が段階的に規定されている。このたびの農業委員の選出においては、認定農業者の数が一定の要件を満たしており、認定農業者等に準ずる者も含めて、農業委員の定数の過半数以上となるため、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の議会の同意が必要となる。

【採決】

この他1件の市道路線の認定について審査し、全員一致、提案理由を了とし、議第76条及び議第77条については原案どおり可決すべきものとし、同第11号については、同意すべきものと決した。

平成28年度政務活動費の執行報告

政務活動費は、地方自治法と条例に基づき、市議会議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、議会の会派に交付されているものです。

平成28年度、各会派に交付された政務活動費の執行状況は、次のとおりです。

（単位：円）

会派／項目	創志会 4人	公明党 3人	市民連合 5人	志成会 4人	新風会 7人	新生会 2人	是々非々の会 1人	日本共産党 1人	合計
	平本 英司 伊藤 勝也 陶 範昭 加村 博志	萩 由美子 児玉 敬三 小西 眞人	亀山 弘道 高木 武子 中重 伸夫 中村 芳雄 分野 達見	正田 洋一 谷杉 義隆 岡本 純祥 梅本 秀明	岡 富雄 徳重 政時 政平 智春 新元 昭 七川 義明 力田 忠七 仁ノ岡範之	松浦 良一 荒井 静彦	安藤 志保	寺田 元子	
政務活動費交付額①	1,200,000	900,000	1,500,000	1,200,000	1,875,000	825,000	300,000	300,000	8,100,000
資料作成費	0	0	0	0	0	0	0	160,580	160,580
資料購入費	139,146	101,476	0	34,560	79,050	29,357	0	123,798	507,387
研修会議費	70,400	3,000	50,000	0	0	35,000	56,200	0	214,600
活動旅費	596,803	343,000	928,500	856,840	983,530	523,576	0	0	4,232,249
事務費	34,970	0	864	756	150,333	120,544	0	11,346	318,813
支出合計②	841,319	447,476	979,364	892,156	1,212,913	708,477	56,200	295,724	5,433,629
返還額（①－②）	358,681	452,524	520,636	307,844	662,087	116,523	243,800	4,276	2,666,371
執行率（％）	70.11	49.72	65.29	74.35	64.69	85.88	18.73	98.57	67.08

※1人当たり、月額25,000円を会派に交付しています。
※会派の構成メンバーは収支報告書提出時のもの。
※12月14日付けで新生会から新風会へ1名異動しています。

〔支出項目の説明〕
資料作成費：会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費：会派が行う活動に必要な図書、資料などの購入に要する経費
研修会議費：研修会の講師謝礼。会議のための費用。研修会の参加負担金
活動旅費：調査研究及び要請・陳情活動のための旅費
事務費：備品購入費、通信費、文具費、消耗品費など